

2024年6月12日

高圧・特別高圧のお客さま各位

株式会社 NTT ファシリティーズ

電力供給約款（高圧・特別高圧）の改定について

平素より NTT ファシリティーズの電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2024年8月1日より、電力供給約款を改定いたします。詳細は下記をご覧ください。

敬具

記

1. 電力供給約款の主要な改定内容

北海道、東北、東京、北陸、関西、九州エリアにおいて燃料費等調整額の算定諸元を追加し附則 24 といたします。算定諸元の追加は、小売電気事業者である株式会社エネットによる 2024 年 4 月 1 日の算定諸元の見直しに合わせたものとなります。その他の電力供給約款の改定点は次の 1～3 および 5 の通りです。詳細は別添 1 をご参照ください。

	項目	改定の内容
1	定義の修正	電気料金の算定期間を「検針日」付けから「計量日」付けへ修正しました。
2	料金の算定	電気料金の算定項目に契約超過金を追記し、電気料金に契約超過金が含まれていることを明確化しました。
3	再生可能エネルギー発電促進賦課金に関する附則	再生可能エネルギー発電促進賦課金に関する従来の「附則 2」を、「附則 1」に変更しました。
4	燃料費等調整額に関する附則 24	小売電気事業者である株式会社エネットによる 2024 年 4 月 1 日の燃料費等調整額の算定諸元見直しに合わせ、算定諸元を修正し、「附則 24」としました。
5	燃料費等調整額に関する附則 23	従来の燃料費等調整額の算定諸元を記載した「附則 1」を「附則 23」としました。

2. 適用時期

2024年8月1日

3. 燃料費等調整額の算定諸元について

(1) 2024年8月1日～8月31日

全てのエリアのお客さまに従来の算定諸元である「附則 23」が適用され、算定諸元の変更はありません。

(2) 2024年9月1日以降

① 北海道、東北、東京、北陸、関西、九州エリアのお客さま

2024年9月以降の契約期間更新時に「附則 24」を順次適用させていただきます。適用時期については個別にお知らせいたします。

② 中部、中国、四国エリアのお客さま

契約期間にかかわらず「附則 23」を適用させていただきます。

4. 2024年度の電力供給約款別表 24（東京エリア）の調整係数について

2024年度の別表 24（東京エリア）の3.市場価格調整単価係数等について以下の通りといたします。

- ・ 特別高圧の調整係数：0.309
- ・ 高圧の調整係数：0.317

【お問い合わせ先】

株式会社 NTT ファシリティーズ kWhale お問い合わせ窓口

TEL 0120-602-203 電話受付時間 9：00-17：00（土日祝日除く）

E-mail nttf-info@nttf-em.jp

株式会社エネット（小売電気事業者登録番号：A0009）

〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目 6 番 3 号 芝公園フロントタワー 0120-22-3379（平日 9:00～17:00）